

## 第4 計画推進のための具体的な取組

### 1 北海道障がい者条例の施策の推進

#### (1) 北海道障がい者条例の施策の推進

##### 【推進の視点】

- 障がいがあっても安心して地域で暮らすことができる社会づくりを目指し、障がいのある人の権利擁護と暮らしやすい地域づくりを推進することを目的に制定した北海道障がい者条例に基づく各種施策等の取組を進める必要があります。

##### 【推進施策】

#### ● 北海道障がい者条例の主な施策（3つの柱）の推進

- 障がいのある人への「虐待」や「差別」を禁止するとともに、障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の日常生活を営むことができるようにするために必要な配慮（合理的配慮）に努めます。

- 道と地域づくりコーディネーター\*19が連携し、地域づくりガイドライン\*20を活用しながら、市町村が進める相談支援体制づくり等の取組を支援します。

- 「北海道障がい者就労支援推進委員会」を活用し、障がいのある人の就労支援の充実に努めます。

また、障がいのある人に対する支援はもとより、「働く障がい者」を支援する企業の取組の周知や指定法人\*21を中心とした企業や事業所等の多様な就労支援のためのネットワークづくりなどを進めます。

#### ● 北海道障がい者条例に関連する各種施策の推進

- 障がいのある人の権利を実現し、社会参加を確保するための社会生活に関する施策に当たっては、北海道障がい者条例の基本理念に基づき推進します。

##### 【施策の推進に当たっての基本理念】

- ① 行政機関、学校、地域社会、道民、事業者その他関係団体が、相互に連携して社会全体で取り組むこと。

- ② 障がい者への差別を防止し、障がい者の暮らしづらさを解消し、及び障がい者の権利を最大限に尊重すること。

- ③ 保健、医療、福祉、労働、経済、教育その他障がい者に関するあらゆる分野において総合的に取り組むこと。

- ④ 道内における地域間の格差の是正を図ること。

#### ● 社会情勢に応じた条例内容の検討

- 障がい者施策に関する法律の施行などによる社会情勢の変化に応じて、条例の内容について検討します。

#### 「合理的配慮」とは

北海道障がい者条例第20条では、障がい者が、障がいのない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようにするために必要な配慮をいうと規定されています。

## 2 権利擁護の推進

### (1) 暮らしづらさを解消するための取組

#### 【推進の視点】

- 障がいがあっても安心して地域で暮らすことのできる社会づくりを実現するためには、障がいのあ  
る人の権利擁護と暮らしづらさの解消が必要です。

また、権利擁護を推進するため、関係する制度を道民に対し周知することが必要です。

#### 【推進施策】

##### ● 地域づくり委員会等の取組

- 全道14圏域に設置している「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会\*22」において、中立・公平  
な立場で、虐待や差別、暮らしづらさに関する特定事案や地域の課題等について、当事者や関係者と  
協議等を行いその解決を図ります。

また、道本庁に設置している「北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部調査部会\*23」  
において、地域づくり委員会から求められた全道的な見地から検討を要する課題等について審議し、  
解決を図ります。

- 市町村の協議会\*24において、権利擁護や暮らしづらさの解消などについて地域の関係機関が協議  
し、課題を解決するという機能が十分発揮できるよう、地域づくりコーディネーターの支援を通じて、  
地域づくりガイドラインの活用を働きかけていきます。

##### ● 制度の周知

- 「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」について、広く道民に周知し、一層の活用を働きか  
けます。

- 障害者虐待防止法や障害者差別解消法など権利擁護に関する制度について、当事者及び福祉や  
教育の関係団体と連携しながら、普及・啓発を図ります。

- ヘルプマーク\*25やヘルプカード\*26の普及を推進し、外見か  
ら分かりにくい障がいなど、周囲の方からの配慮を必要として  
いる人への思いやりのある行動を促し、障がいへの理解を図  
ります。

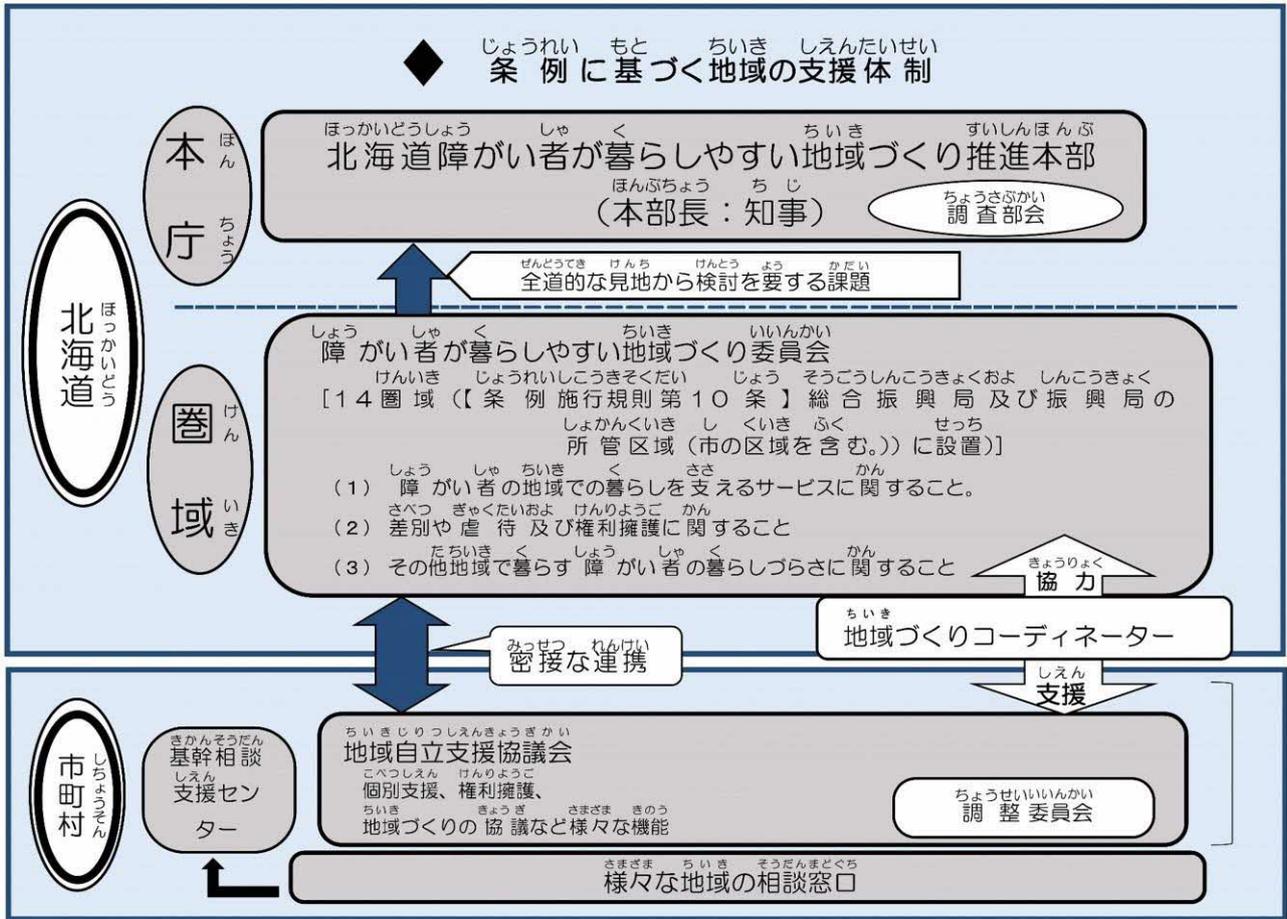
- 「北海道障害者介護給付費等不服審査会」の審査を通じ、障  
がいのある人の障害福祉サービスの利用が適正に確保される  
よう努めます。

- DVDの貸出やインターネット上への動画のアップロード  
など、映像等を活用して、学校や企業、生涯教育の場等を通  
じた障がいに対する理解を促進します。



※ヘルプマーク

図4 【北海道障がい者条例に基づく地域の支援体制】



(2) 虐待の防止

【推進の視点】

- 虐待は、障がいのある人の尊厳を害するものであり、自立と社会参加のためには、障がいのある人に寄り添った虐待防止に向けた取組を一層進めることが極めて重要です。

【推進施策】

- 障害者虐待防止法に基づき道が設置している「北海道障がい者権利擁護センター」において、障がいのある人への虐待防止等を図るとともに、市町村が設置する「市町村障害者虐待防止センター」において、適切な事実確認や成年後見制度等を利用した養護者支援等が図られるよう支援します。
- 虐待を受けた人が、速やかに相談できるよう、相談先や通報先の周知徹底を図り、虐待を通報した人が、不利益な取扱いを受けないよう、関係機関に対して、障害者虐待防止法の趣旨についての理解・普及に努めます。
- 障害福祉サービス等、障害児入所支援及び障害児通所支援等を提供する事業所に対して、研修を実施するなどして虐待防止や権利擁護に関する指導を徹底するとともに、当該事業所等における障害者虐待に関する報告や通報があった場合には、市町村をはじめ関係機関と連携の上、障害者総合支援法に基づく監査等を実施し、当該事業者に対して障害者虐待防止法の規定による権限を行使するなど、速やかに対応します。

### (3) 差別等を解消するための取組の推進

#### 【推進の視点】

- 障がいのある人も、共に生きる社会を実現するために、障がいのある人への差別をなくすことを社会全体で進めていくことが必要です。

#### 【推進施策】

- 平成28年4月に施行された障害者差別解消法について、市町村や障害福祉サービス事業所などの関係機関はもとより、広く道民に対し制度の普及・啓発を図ります。
- 北海道障がい者条例に基づく地域づくり委員会が、障がいのある人やその家族からの相談に応じ、協議やあっせんを行って解決を図ります。
- 地域における差別解消に向けた取組を円滑に行うため、関係機関によるネットワークづくりを進め、必要な情報交換や取組の協議を行います。
- 道は、障がいのある人の差別の解消に取り組むために作成した、職員の対応要領\*27や事例集について、内容の充実に努めるほか、市町村に対し、引き続き職員の対応要領の作成や障害者差別解消支援地域協議会の設置を働きかけます。



※職員対応要領「障がいのある方へのよりよい対応ができるサポートブック」

※職員対応要領については、ホームページで公開しています  
(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/yoriyoitaiougadakerupe-zi.htm>)

### (4) 意思決定支援の推進

#### 【推進の視点】

- 自ら意思を決定することに困難を抱える障がいのある人が、自らの意思が反映された日常生活や社会生活を送るため、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援することが必要です。

#### 【推進施策】

- 相談支援専門員やサービス管理責任者における意思決定支援の質の向上を図るため、「意思決定支援ガイドライン\*28」を活用するなどして研修カリキュラムの中に位置付け、研修の充実を図ります。
- 障がいのある人の中で、判断能力が十分ではない人が、不利益を被ることがないように、市町村が

成年後見制度\*29の利用を推進するために国の助成事業を活用することや、後見等の業務を適正に行うことができる人材を育成することなどの取組を一層促すとともに、家庭裁判所や関係機関と連携し、広域的な見地から必要な助言を行うほか、北海道地域福祉生活支援センター\*30が行う福祉サービスの利用援助・日常的な金銭管理などの取組について支援します。

### 3 地域生活支援体制の充実

#### (1) 相談支援体制の確保

##### 【推進の視点】

- ・ 「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を進めるためには、相談支援を中心とする地域の実情に応じた地域生活支援体制の充実が必要です。  
また、相談支援事業所の地域移行支援の対象である救護施設等に入所している障がいのある人の地域生活移行についても取り組む必要があります。
- ・ さらに、市町村と緊密に連携し、障害児入所支援から障害福祉サービスへの円滑な支援の移行を図る必要があります。
- ・ 障がいのある人及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービス等につなげるとともに、市町村、相談支援事業所、その他関係機関との連携に努める必要があります。
- ・ 障がい児相談支援についても、身近な地域において、障がいの気づきの段階から、障がいのある人に対する相談支援と同様に、障がいのある子ども本人やその家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、質の確保及びその向上を図りながら、障がいのある人に対する相談支援へ円滑に移行できるよう、関係機関の連携体制の構築が必要です。

##### 【推進施策】

- 生活全般を支える相談支援体制の構築
- ・ 市町村を中心とするすべての障がいのある人を対象としたワンストップ（一か所ですべてに対応できる。）で、中立・公平な相談支援を行うため、地域づくりコーディネーターを活用し、総合的な相談業務等の拠点となる「基幹相談支援センター」の整備や、虐待に関する総合的窓口である「市町村障害者虐待防止センター」及び、差別に関する市町村の相談窓口の充実を図るとともに、市町村の協議会の機能強化を中心とした、地域における関係機関のネットワークの充実を図ります。
- ・ 「基幹相談支援センター」の整備にあたっては、地域づくりコーディネーターを活用し、市町村の協議会で十分な議論を行い、地域の実情に合ったものを整備できるよう支援します。  
また、すでに整備されている市町村についても、関係機関との連携の充実に向けて支援してまいります。
- ・ 地域において障がい者相談支援に関する指導的役割を担う主任相談支援専門員を計画的に養成します。
- ・ 相談支援機能をはじめとする支援体制について、その目指す姿として「北海道障がい者条例」に基づき策定した「地域づくりガイドライン」をもとに、それぞれの地域を支援します。  
その際、障がい者支援の観点から、地域の課題やニーズを把握し、検証・評価を行うとともに、その解決に向け、市町村等の関係者が一体となり、あらゆる地域資源の活用を検討しながら更なる強化・充実に向けて取り組みます。

〈地域づくりガイドラインについて〉

地域づくりガイドラインとは、北海道障がい者条例第22条により、地域間の福祉サービス等の格差及び障がいの有無や程度による社会参加の機会の不均衡の是正を図りながら、障がい者が暮らしやすい地域づくりを推進するため、市町村が実施することが望ましい事項等の基本的な指針を定めたものであり、次の項目が盛り込まれています。

- 1 地域で暮らす障がい者に対する相談支援体制の確保
- 2 ネットワークの構築（市町村の協議会の設置・運営）
- 3 障がい者や障がい者の支援に関する社会資源の実態把握
- 4 地域住民と関係者との連携した障がい者の支援体制の確保（災害時の支援を含む）
- 5 障がい者の就労支援
- 6 調整委員会（地域で暮らす障がい者に対する暮らしづらさの解消を図るため、市町村が設置する協議組織）
- 7 その他（市町村の協議会の機能の確保）

市町村における相談支援や権利擁護を充実するため、当事者の気持ちに寄り添い、きめ細やかな支援ができるピアスタッフ\*<sup>31</sup>などの活用を図り、その活動を推進します。

難病患者や重症心身障がい児者、医療的ケアの必要な障がい児等の多様な障がい特性に応じた適切な支援についても、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員に向けた研修などの機会を通じて、十分な理解が図られるよう支援するほか、地域づくりコーディネーターを活用し、利用者本位の計画策定について支援します。

道の地域相談員\*<sup>32</sup>及び市町村の障害者相談員\*<sup>33</sup>に対して、相談技術向上のための研修実施などについて支援していきます。

適切な支援の提供が障がいのある人の自立及び社会参加に資することも踏まえ、地域生活支援事業における障害者相談支援事業及び介護給付費等の支給決定事務に係る業務を適切かつ主体的に実施するため、市町村職員においては、一定の専門的知見を身につけるとともに、制度に対する理解を深めることが必要であるため、その知識の習得に向けて支援していきます。

● 専門的支援

地域において十分な専門性を確保することが困難な、発達障がいのある人に対する支援のため、「発達障害者支援（地域）センター」を活用した支援に取り組みます。

市町村が進める発達の遅れや障がいのある子どもの相談支援体制づくりを支援し、市町村が指定する指定障害児相談支援事業所を中心とした支援体制の充実に取り組みます。

地域で暮らす障がいのある人の就労を促進するため、就労面と生活を一体的に支援する「障害者就業・生活支援センター\*<sup>34</sup>」を中心とした支援体制の充実を図ります。

図5 【相談支援の体系】

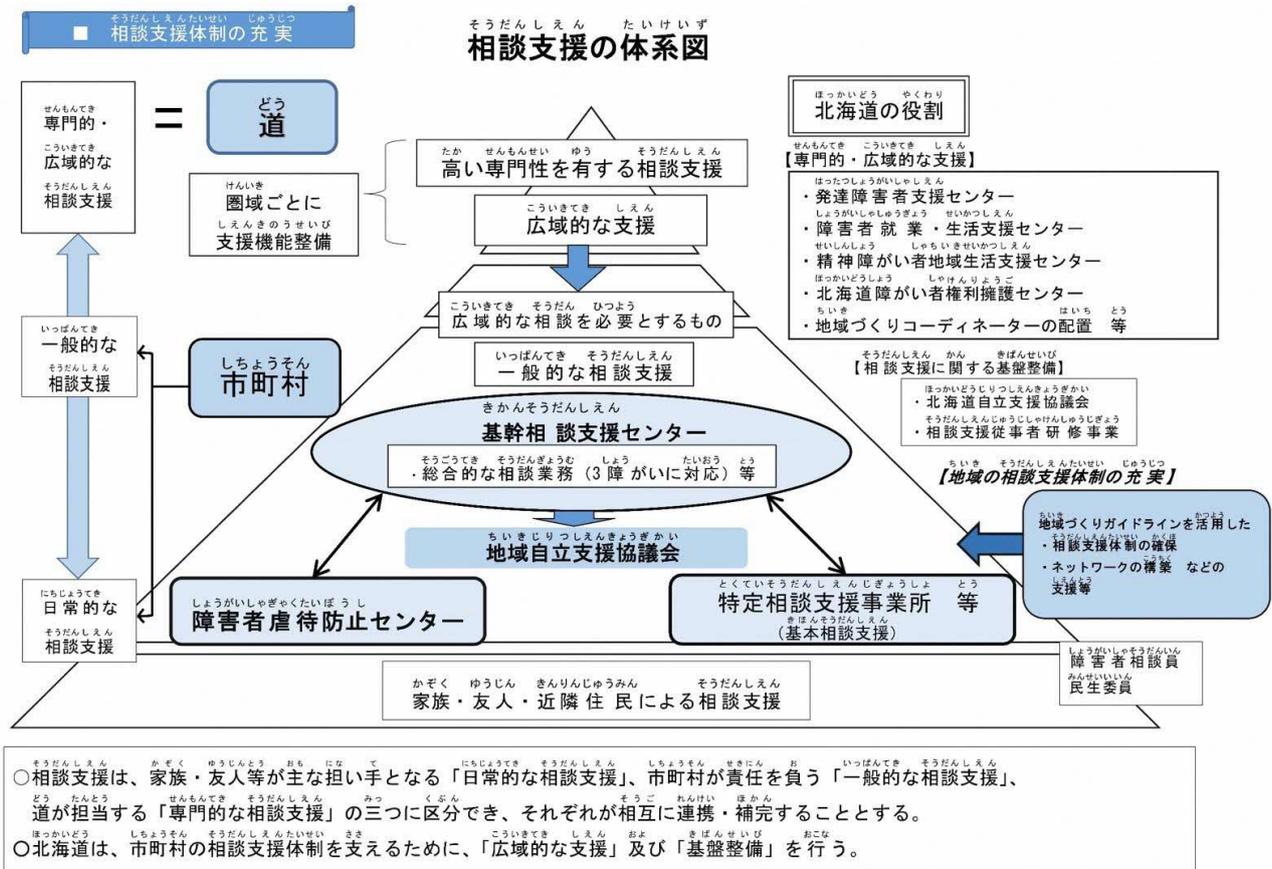
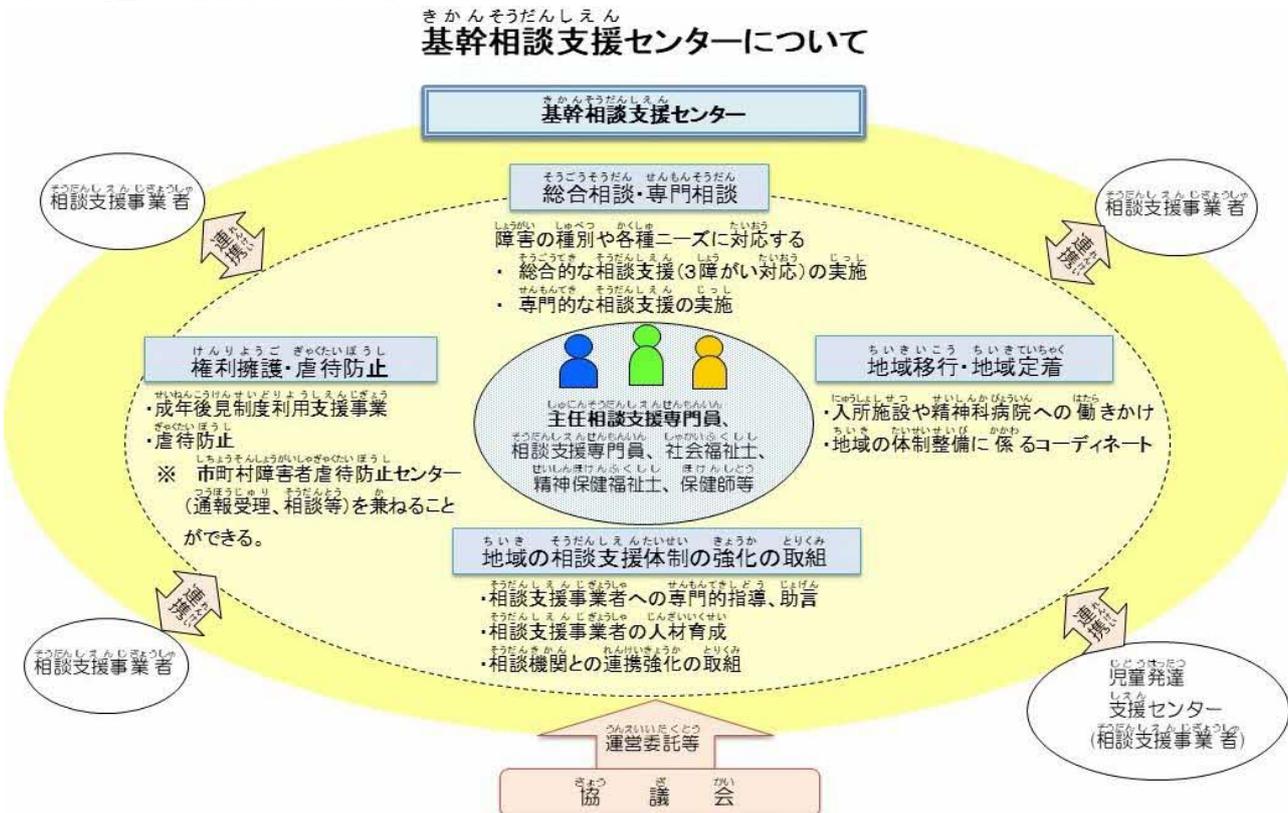


図6 【基幹相談支援センター】



## (2) 障がい者の地域生活への移行促進

### 【推進の視点】

- ・ 全国と比較しても施設入所者が多い北海道において入所施設から地域生活への移行を促進するためには、施設入所者の意向把握、施設入所者に対する地域生活に関する説明、地域生活の体験、入所施設と受入地域との連携、地域生活移行後のフォローなど関係者が連携し、地域生活への移行促進を図ることが必要です。
- ・ 相談支援事業所の地域移行支援の対象である救護施設\*35等に入所している障がいのある人の地域生活移行についても取り組む必要があります。
- ・ 市町村、児童相談所及び相談支援事業所と緊密に連携し、障害児入所支援から障害福祉サービスへの円滑な支援の移行を図る必要があります。
- ・ 矯正施設\*36等に入所している障がいのある人であって、退所後、自立した生活を送ることが困難であり、福祉サービスを受ける必要がある人には、退所後、支援を提供していくことが必要です。

### 【推進施策】

- ・ 各圏域の地域づくりコーディネーターを活用し、各地域の基幹相談支援センター、相談支援事業所、ピアスタッフ等の関係者と連携を図りながら、施設入所者に対する説明、地域生活体験の受入地域との調整や地域生活移行後の事後フォローなど総合的な支援を強化します。
- ・ 関係団体等との協力を得ながら定期的に施設入所者の意向把握が行われるような取組を進めます。
- ・ 入所施設と相談支援事業所が連携し、サービス等利用計画と個別支援計画により的確に入所者の意向を把握するとともに、その後の実施状況の把握を行うことを通じて、地域生活移行のための支援に係るニーズ把握を進めます。
- ・ 広域な北海道において、住み慣れた地域での生活の実現に向け、地域づくりコーディネーターが圏域を超えた必要な調整を行い、障がいのある人の地域生活移行を支援します。
- ・ 救護施設に入所している障がいのある人の地域生活移行については、関係機関と協議、連携しながら取り組んでいきます。
- ・ 障害児入所支援から障害福祉サービスへの円滑な支援の移行については、市町村、施設、学校及び障害者相談支援事業所等が連携、協議する体制を整備し、本人の意思を尊重し、適した進路支援に取り組んでいきます。
- ・ 矯正施設等に入所している障がいがある人であって自立した生活を送ることが困難な人に対しては、退所後、障害福祉サービスに繋がるよう矯正施設等、保護観察所、地域生活定着支援センター\*37等と障害福祉サービス事業所等の関係機関との連携を促進します。
- ・ 矯正施設等を退所した障がいのある人を受け入れる障害福祉サービス事業所等に対し、地域生活定着支援センターによる体制整備の助言や研修などを行い、地域の支援技術の向上を推進します。

## (3) 地域生活支援拠点等の整備

### 【推進の視点】

- ・ 在宅で生活する障がいのある人の高齢化や重度化、さらには、生活を支えていた親が亡くなった後を見据えて、障がいのある人の地域生活を支える機能の充実を図る必要があります。

- 障がいのある人の自立支援のため、施設や病院からの地域生活移行や地域生活の継続支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人を地域全体で支えるシステムを実現するための地域生活の拠点づくりを進めることが必要です。
- 地域生活支援拠点\*38等については、地域生活移行や親元からの自立等に関する相談、一人暮らしのための体験の機会や場の提供、ショートステイを活用した緊急時の受け入れ、支える人材の確保や専門性向上、コーディネーターの配置などの地域の体制づくりといった機能が必要です。
- 地域生活の拠点づくりを進めるには、市町村の協議会などにおいて、障がいのある人やその家族、支援者などが参画して、各地域の既存の資源を活用するなど、実情に応じた整備方法について検討することが必要です。

## 【推進施策】

### ●整備方法等

- 障がいのある人や障がいのある子どもの地域生活を支援するために、グループホームなどを活用した居住支援機能と相談などの地域支援機能を持ち合わせた「地域生活支援の拠点」を市町村において整備します。
- 地域生活支援拠点等については、身近な地域での支援が可能となるよう、道内のすべての市町村に整備することとします。
- 地域においてどのような体制を構築するかなどの、目指すべき整備方針の検討や、整備後においても、体制や機能が地域の実情に適しているか、地域の課題に対応できているか、中長期的に必要な機能を見直し検証していくこととし、これらの効果的な運営の継続の検討にあたっては、市町村の協議会等を中心に活用します。また、機能の充実に資するよう他市町村における好事例の紹介など必要な支援を行います。
- 広域、分散という北海道の地域特性を踏まえ、障がいのある人等の生活をより身近な地域で支える核として機能させるため、地域生活支援拠点等に関わるすべての機関及び人材の有機的な結びつきを強化し、高齢者福祉施策などの他施策や他職種と連携した整備を促進します。
- 道においては、地域生活への移行を推進する観点から入所施設の創設は基本的には行わないこととしていることや、地域が一体感をもった支援を行うため、複数の事業所が協力して機能を分担する面的整備を中心として整備をすることとします。
- 市町村によって利用者の状況やサービス事業者の整備状況が異なることから、複数市町村による共同整備も検討しながら整備を進めます。  
なお、複数市町村による共同整備の検討に当たっては、「障がい福祉計画等圏域連絡協議会」の場を活用するとともに、地域づくりコーディネーターが支援します。
- 地域生活支援拠点等の整備に向けた取組が進んでいない市町村においては、既に整備が進んでいる地域の事例等も参考とし、地域におけるニーズの把握や課題の整理を早期に行い、積極的な整備に努めることとし、道においても、整備に向けて早期の検討を促すとともに、地域の現状や課題等を把握し共有するなど、継続的な支援を図ります。

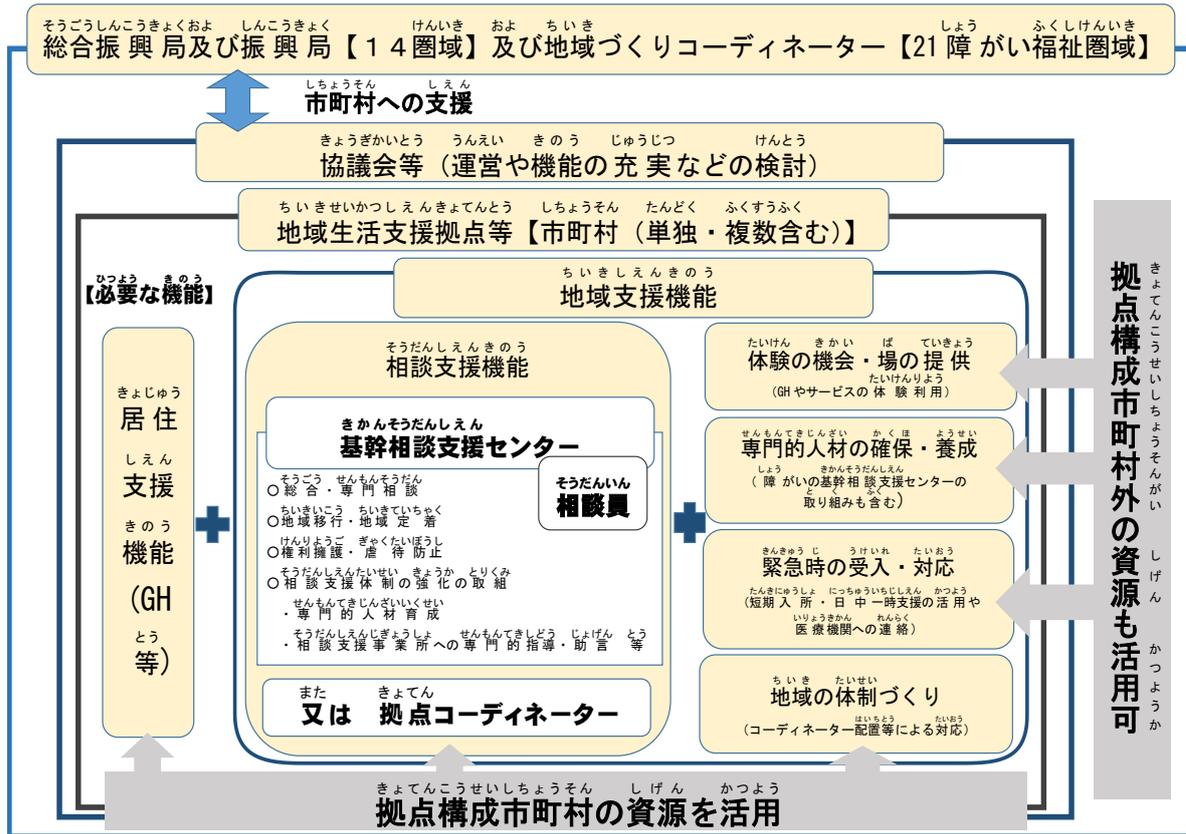
### ●機能の充実

- 地域における複数の事業所が協力して役割を分担する面的整備を中心に整備を進めることとしま

すが、社会資源に地域間格差が生じていることから、居住支援機能、相談及びコーディネート機能については、拠点構成市町村内の資源を活用し、その他の機能（体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性の確保）については、他市町村の資源も活用可能とし、既にある関係機関との連携体制を強化させるなどして整備を進めます。

- 原則5つの機能すべてを備えることとするが、必要な機能やその充足の程度については、地域の実情を踏まえて判断し整備を進めるよう、市町村に対し必要な支援を行います。

図7 【地域生活支援拠点等の整備イメージ】



- 相談支援機能、地域の体制づくり、専門的人材の確保・養成及び、コーディネーターについては、コーディネーターの配置や「基幹相談支援センター」の体制整備を図ることなどを基本として体制の整備を進めます。
- 「基幹相談支援センター」が未整備な地域においては、複数市町村など広域での設置を促進します。
- 居住支援機能及び体験の機会・場の確保については、本人の希望や障がいの特性に応じたグループホームやアパートなど、多様な住まいの確保について市町村に対し必要な支援を行うとともに、障がいのある人の自立に向けて、グループホーム等の活用による一人暮らしの体験ができる場の拡充を図ります。
- 緊急時の受け入れ・対応の機能については、家族の休息（レスパイト\*39）や緊急時の一時保護対応のため、短期入所や地域生活支援事業の日中一時支援を活用するなどの、連携体制の整備を進めます。
- なお、地域生活支援拠点等の運営や機能の充実にあたっては、市町村等の協議会等において、十分に検討するものとします。

#### (4) 自立と社会参加の促進

##### 【推進の視点】

- ・ 障がいのある人が自らの選択と決定により、自主的に行動し、その行動に責任を負うとともに、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加し、生きがいを持って生活できるような地域づくりが必要です。

##### 【推進施策】

- 障がい者文化芸術活動の推進
  - ・ 障がい者の美術、演劇、音楽等をはじめとする多様な文化芸術活動を支援する拠点として位置づけられている「障がい者芸術文化活動支援センター」について、設置の必要性を検討します。
  - ・ 市町村や関係団体との連携により、障がいのある人が障がいのない人と同様に、芸術作品や演劇等を鑑賞し、また、障がいのある人自らの創造や発表の機会の確保を図り、障がいのある人が生きがいを持って日常生活を送ることができるよう支援に努めます。
  - ・ 障がい福祉サービス事業所等に対して、文化芸術活動の状況把握に努め、文化芸術の施策の反映に努めます。
  - ・ 関係団体等との連携により、障がいのある人の文化芸術活動を支援します。
- 読書バリアフリーの推進
  - ・ 点字図書館や地域の公共図書館など関係機関との連携を図るとともに、点字や音声で書籍等の情報を提供する視覚障害者情報総合ネットワーク（サピエ）\*40の活用を促進し、視覚障がいのある人等が身近な地域において情報提供が受けられる体制づくりを進めます。
  - ・ 画面読み上げソフトや拡大読書器など、障がいのある人が情報を入力しやすくする用具の普及を促進するとともに、情報の入手や操作が困難な障がいのある人に対する支援を引き続き行います。
  - ・ 関係機関が行う点訳図書、DAISY図書作成のためのボランティア育成・確保について、支援します。
- 多様なニーズに対応した生きがいづくりの推進
  - ・ 障がいのある人のスポーツ活動やレクリエーション活動のすそ野を広げ、参加機会の拡大と交流を促進するとともに、芸術・文化活動の支援に努めます。
  - ・ 障がいのある人のスポーツ大会や芸術に関する情報などについて、関係団体と共有し、市町村に対して周知します。
  - ・ 障がいのある人が地域で様々な活動に参加し、生きがいを持って生活できるよう、市町村が実施する手話通訳の派遣や移動の支援、生活訓練、スポーツ・文化活動などの市町村地域生活支援事業を推進し、障がいのある人のニーズに応じた社会参加の促進に努めます。
  - ・ 教育機関との連携により、学習情報提供の充実を図り、障がいのある人の生涯学習への参加を促進します。

#### (5) ライフサイクルを通じた関係機関の連携強化

##### 【推進の視点】

- ・ 障がいのある人が地域で暮らすためには、乳幼児期から学齢期、学校卒業後の就労、地域生活といったライフサイクル全体を通じた、保育、保健、医療、福祉、教育、労働、司法、警察その他の関係

機関の連携による重層的な支援が必要です。

また、年齢によって利用するサービスが変わっても、地域の関係機関の連携による継続した支援が必要です。

### 【推進施策】

#### ● 保健・医療等関係機関との連携

- 障がいのある人が地域で生活するために必要な保健・医療サービスを適切に受けられるよう、保健・医療関係機関等のネットワークの構築や連携強化に取り組みます。

#### ● 福祉等関係機関との連携

- 社会福祉協議会や、自立相談支援機関\*41、サービス提供事業者等の福祉関係機関・団体及び、ボランティア団体と連携し、誰もが暮らしやすい地域づくりを推進します。

#### ● 教育等関係機関との連携

- 子どもたちが、能力や可能性を伸ばし、自立や社会参加が図られるよう、北海道教育庁が進める特別支援教育と、保育、保健、医療及び福祉関係機関等と連携し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を推進します。

- 地域で企画される各種行事や保育所、学校での交流、ボランティア活動への参加など、障がいのある人との交流体験を通じた福祉教育への機会の増加について市町村に働きかけます。

#### ● 労働等関係機関との連携

- 障がいのある人が、本人の希望や適性等に応じて、地域においていきいきと働き、社会参加ができるよう、障害者就業・生活支援センターを中心に構築したネットワークなどを活用し、企業や労働関係機関、自治体等との連携や協働を推進します。

#### ● 関係機関相互の連携

- 市町村の協議会を中心に、保健、医療、福祉、教育、労働、その他障がいのある人に関する地域の関係機関が相互に連携し、ライフステージ\*42に応じた支援の充実に努めます。

また、事件に巻き込まれないように、未然に防止することや被害者となった場合の適切な支援について、司法、警察等と連携して進めます。

## 4 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進

### (1) 北海道意思疎通支援条例の施策の推進

#### 【推進の視点】

- 障がいのある方の意思疎通の妨げとなる社会的障壁を解消して、障がいの有無に関わらず、全ての道民がみんなで共生する暮らしやすい社会の実現を目的に北海道意思疎通支援条例に基づく各種施策等の取組を進める必要があります。

#### 【推進施策】

#### ● 理解の促進

- 障がいや障がいのある人への理解が深まるよう、広報誌やDVD（映像）、インターネット（動画配信）などの様々な情報媒体を活用し、ノーマライゼーションの理念の普及を図ります。

- 障がいのある人や家族、地域の支援者、就職先となる企業等へ正しい情報をわかりやすく伝える

えいぞうしりょうとう かつよう どうじしゃ しえんしやだんたいどう れんけい じょうほうていきょう しく すす  
ため、映像資料等を活用し、当事者、支援者団体等と連携した情報提供の仕組みづくりを進めます。

### ● 意思疎通手段の確保等

- ・ 障がいのある人に対する意思疎通支援など、コミュニケーションが図りやすい環境の整備を進めます。
- ・ 点字、手話、要約筆記、触手話、コミュニケーションボード等、障がいの特性に応じた意思疎通支援ツールの確保のため、意思疎通手段の習得の取組を支援するほか、意思疎通手段が使いやすい環境の整備に努めます。

### ● 情報保障の推進

- ・ 点訳奉仕員や手話奉仕員等の意思疎通支援人材の育成・派遣、災害発生時の情報発信拠点等のため、道内の視覚障がい者及び聴覚障がい者に係る情報提供施設を支援します。
- ・ 障がいのある人の情報の利用におけるバリアフリー化を推進するため、情報通信機器等に関する情報提供に努め、普及や利用の促進を図ります。
- ・ 障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段があることについて、道民の理解促進や普及啓発を図ります。

### ● 意思疎通支援者の養成及び派遣の推進

- ・ 点訳奉仕員、朗読奉仕員、手話通訳者（手話奉仕員）、要約筆記者（要約筆記奉仕員）、盲ろう者通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者等、意思疎通支援者の養成・派遣については、道、市町村がそれぞれの役割を担った上で関係機関と連携し、道内の意思疎通支援の向上を図ります。
- ・ 市町村に対し、障がいの特性に応じた意思疎通支援者の養成及び派遣体制の充実について働きかけます。
- ・ 障がいのある人のコミュニケーションを確保するため、市町村や関係団体等と連携し、手話通訳者、要約筆記者等の養成や資質の向上などを図り、その基盤となる人材の育成に努めます。

## (2) 北海道手話言語条例の施策の推進

### 【推進の視点】

- ・ 道民に手話が言語であることを広く認識していただくことや手話を習得する機会の確保に取り組むことにより、これらを広め、手話を使いやすい社会の実現を目的に北海道手話言語条例に基づく各種施策等の取組を進める必要があります。

### 【推進施策】

#### ● 道民の理解促進等

- ・ 手話が独自の言語であることについて、広報誌やインターネット等の様々な情報媒体を通じて周知し、道民の理解促進や普及啓発を図ります。
- ・ 市町村と連携して、小中学生への手話講座等の実施により、児童・生徒の時期に手話を知る機会の確保に努めます。
- ・ 経済団体、建築団体など道内の関係団体に対して、手話が独自の言語であることについての情報提供などを行います。
- ・ 道民向けにインターネット（動画配信）を活用した手話講座を実施するなど、道民が広く手話を習得する機会を設けます。

- ・ 道職員を対象にした手話講座の実施により、道職員が率先して手話を用いるよう取り組みます。
- 手話を習得する機会の確保
  - ・ 道教委と連携して、聴覚に障がいのある人が、乳幼児期から家族も含めて手話を習得する機会を確保します。

## 5 サービス提供基盤の整備

### (1) 住まいの基盤整備の充実

#### 【推進の視点】

- ・ 地域生活において欠かせない住まいを基本としたサービス基盤の整備が必要です。

#### 【推進施策】

#### ● 住まいの確保

- ・ 障がいのある人が円滑に地域生活移行できるよう、社会福祉施設等施設整備事業などを活用し、グループホームの計画的な整備を促進するほか、障がいのある人の安全を図るため、災害発生時における老朽化施設に対する耐震化整備などの防災対策や、ウイルス性感染症の感染拡大防止を図る整備を促進します。
- ・ 相談支援事業所や市町村等と連携し、施設や病院から地域生活移行を希望する障がいのある人の居住の確保に向けた支援を行います。
- ・ 障がいのある人の見守り等を行う相談支援事業所の地域定着支援を活用することにより、公営住宅や民間住宅における一人暮らしが可能となる支援をします。
- ・ 障がいのある人が住まいを確保できるよう、障がいのある人などの入居を拒まない民間賃貸住宅である「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅<sup>\*43</sup>（セーフティネット住宅）」や入居相談、入居後の見守りなどを行う「住宅確保要配慮者居住支援法人」について、相談支援事業所に情報提供するなどして、障がいのある人への利用を促進します。
- ・ 地域生活移行を推進するためにも、グループホームをはじめとする多様な住居の確保について市町村等に対して必要な助言を行います。
- 環境の整備
  - ・ 「北海道福祉のまちづくり条例<sup>\*44</sup>」などに基づき、誰もが安心して快適に生活できる福祉のまちづくりを総合的に推進するとともに、障がいのある人等の利用に配慮した建物づくりや、積雪寒冷な地域における必要な配慮のほか、障がいのある方を含むすべての人々が、お互いに理解を深め、支え合う「心のバリアフリー」を推進し、福祉環境の整備を促進します。
  - ・ 障がいのある人も安心して暮らせるよう、公営住宅等におけるユニバーサルデザインの普及促進を進めます。

### (2) 日中活動サービスの充実

#### 【推進の視点】

- ・ 地域で生き生きと生活できるよう、障がいのある人が希望する日中活動サービスを保障することが必要です。

すいしんしさく

【推進施策】

- 多機能型サービスの基盤整備
  - ・ 身近な地域に必要な日中活動の場を確保するため、多機能型サービスの基盤整備を促進します。
- 日中活動の場の整備
  - ・ 地域生活への移行を進め、能力や適性に応じた就労ができるよう、就労移行支援事業や、就労継続支援事業、自立訓練等の日中活動の場を確保するため、社会福祉施設等施設整備事業などを活用し、整備を促進します。
  - ・ 地域での自立した生活には、日中活動及び地域交流の場の充実も必要であることから、市町村における地域活動支援センターや日中一時支援事業などの実施を推進します。
  - ・ 地域の医療機関や障害福祉サービス事業所等と連携し、重症心身障がいや医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人の日中活動への参加や家族の休息（レスパイト）の確保など地域生活を支援する体制の充実に努めます。

(3) 地域生活を支えるサービス基盤の充実

【推進施策】

- サービス基盤の整備
  - ・ 障がいのある人が必要なサービスを利用しながら、地域で生活することができるよう、施設機能の転換や介護保険法に基づく通所介護事業所、地域包括支援センターなどの既存社会資源のほか、地域づくり総合交付金等を活用した施設整備や人材育成などにより、地域特性を踏まえた、取組を推進します。
  - ・ 地域での生活や余暇活動に欠かせない移動に関する支援（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援事業）、意思疎通支援等の充実に努めます。
  - ・ 身体障がいのある人の移動や日常生活をサポートする補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）について、道民の理解や利用の促進を図るため普及啓発に努めるとともに、その育成等を推進します。
  - ・ ノンステップバスの導入促進など、障がいのある人等が公共交通機関を円滑に利用できるよう、移動・交通のバリアフリーを促進します。
  - ・ 道路沿いや観光地などでの車いす使用者等が利用しやすい多機能トイレなどの整備を促進します。
  - ・ 障がいのある人に対する公共交通機関の運賃割引制度などについて、精神障がいのある人等も対象に加えるよう、引き続き国や関係機関に要請します。
- 地域の人材育成等
  - ・ 共生の社会づくりを進め、地域の実情に応じた支援者の育成や市町村における地域での見守り活動等を推進します。
  - ・ ボランティアの育成等の充実に努め、道民や団体によるボランティア活動を促進します。
  - ・ 子ども、高齢者、障がいのある人を問わずだれもが暮らしやすい地域づくりのため、多様な事業を展開する地域生活支援事業を推進します。

(4) 共生型地域福祉拠点の取組の推進

【推進の視点】

- ・ 道内各地域において、障がいのある人もない人も共に支え合いながら暮らすことのできる地域づく

りを広げるためには、高齢者やボランティアなど様々な地域住民が参画しながら制度・分野を超えて、住民の生きがいがづくりや地域づくりに取り組む共生型地域福祉拠点の取組を推進することが必要です。

#### 【推進施策】

- 全国に比べ人口減少や少子高齢化が急速に進む本道の特性を踏まえ、複雑多様化するニーズに身近な地域で対応していくため、住民同士の支え合いなどにより地域課題の解決などに取り組む共生型地域福祉拠点の取組を推進します。
- 基盤整備、相談支援、日中活動の場、住まいの場、就労などあらゆる場面において、住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出していくため、介護保険法に基づく通所介護事業所、地域包括支援センターなどの既存の社会資源のほか、地域づくり総合交付金等を活用した施設整備や人材育成などにより、地域特性を踏まえた取組を推進します。
- 既存の共生型地域福祉拠点における取組事例の紹介や共生型コーディネーター養成研修のテキストの周知等により、市町村や関係団体の取組を推進します。

### (5) 地域間格差の縮小

#### 【推進の視点】

- 障がいのある人がどこに暮らしていても必要なサービスが受けられるよう、地域間の均衡に配慮した基盤整備を進めることが必要です。

#### 【推進施策】

- 居住系サービス（施設入所支援）
  - 地域生活への移行支援を推進する観点から、現在入所している方について、円滑に地域生活への移行が図られるような体制の整備を進めるとともに、施設入所支援を必要とする障がいのある人の状況を考慮し、全道一圏域で広域的に入所定員の調整を行います。
- 居住系サービス（共同生活援助）及び日中活動サービス
  - グループホームなどの住まいの場や、生活介護及び就労継続支援などの日中活動の場については、利用者の生活圏域（通所等によりサービスの相互利用が可能な単位）に着目してサービスの基盤整備を進める必要があることから、障がい保健福祉圏域単位に必要なサービス基盤の整備について調整を行います。
- 訪問系サービス及び相談支援
  - 居宅介護などの訪問系サービスについては、在宅において提供することを基本とすることから、市町村単位で地域生活への移行の進捗状況に合わせて、必要なサービス基盤の整備について調整を行います。
  - 相談支援については、地域生活への移行や地域定着支援の観点から、市町村単位で必要な体制整備について調整を行います。
- 調整の方法
  - 圏域ごとに設置している障がい福祉計画等圏域連絡協議会において、入所（入院）・通所・居宅などのサービス基盤全体の整備量を整理し、計画的な基盤整備が行えるよう市町村との連携を図ります。
  - 市町村に対して、新規参入事業者など指定事業者の情報を提供するほか、不足しているサービス

事業者の参入について、市町村による法人等への働きかけなどを助言します。

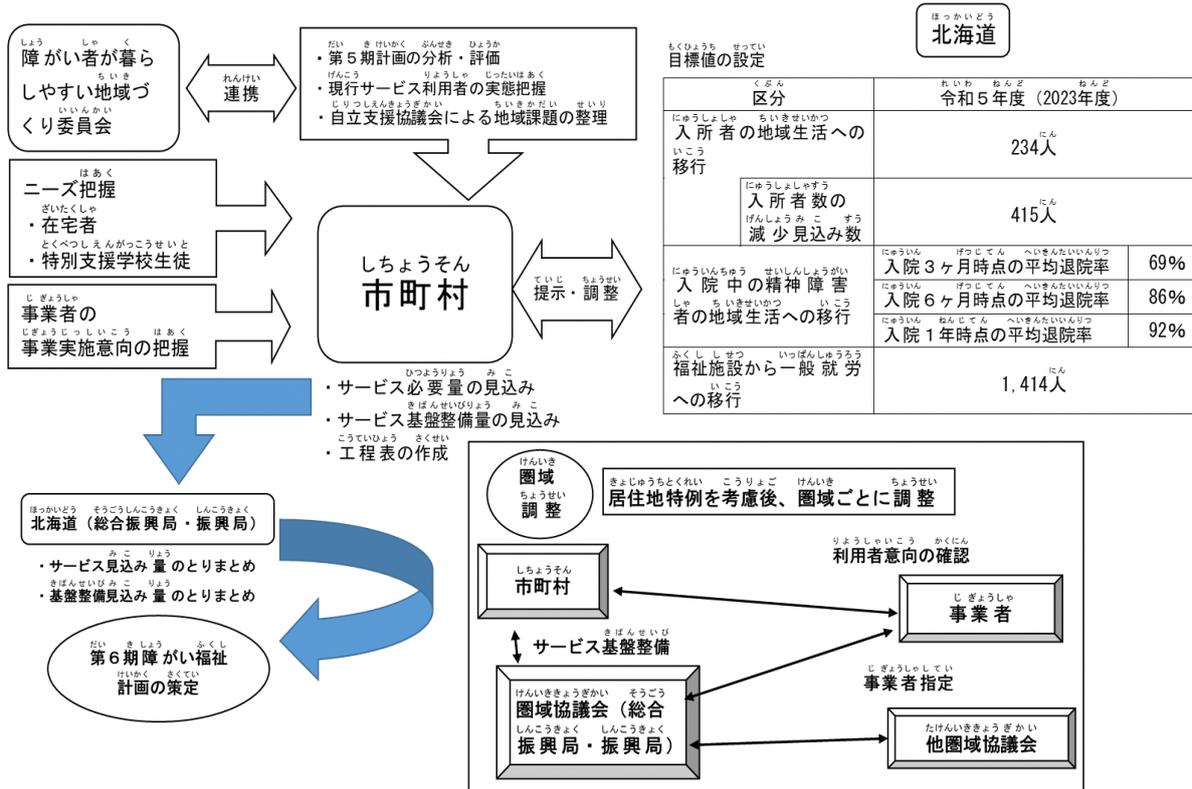
● 北海道障がい者条例に基づく地域づくり委員会の活用

- ・ 地域づくり委員会を活用し、市町村や市町村の協議会と連携の上、地域で必要とするサービスの提供体制の整備に向けた支援を行うことにより、障がいのある人の暮らしづらさを解消します。

● サービスを担う人材の確保

- ・ サービス事業者の参入を進めるためには、その地域において働く人材が供給されることも重要であることから、市町村に対し、人材に関する情報の提供に努めます。

図8 【サービス基盤の地域間格差縮小のための取組】



(6) 施設による支援

【推進の視点】

- ・ 障害者支援施設を利用している人の暮らしの充実や、地域で暮らす障がいのある人を支援する取組が必要です。

【推進施策】

- ・ 障害者支援施設を利用している人の意向に沿ったサービス等利用計画の作成と、それを踏まえた個別支援計画に基づき、利用している人の施設での暮らしを充実させます。
- ・ 障害者支援施設において、生活介護、就労継続支援、短期入所などを実施し、地域で生活する障がいのある人を支援する取組を促進します。
- ・ 児童施設から移行して障害者支援施設を利用する人に対しても、必要な支援が継続されるよう支援します。